

第5 事業の開始届出、廃止届出、休止届出

〔法〕（事業の開始等）

第14条 集約酪農地域若しくは指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは農林水産省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

〔施行規則〕

（事業の休止期間）

第11条 法第14条の農林水産省令で定める一定期間は、1箇月とする。

（事業の開始等の届出）

第12条 法第14条の規定による届出は、その酪農事業施設につき、その事業を開始し、又は廃止し、若しくは休止する1箇月前までに（天災地変その他やむを得ない事由により休止する場合にあつては、その事由が発生した後遅滞なく）、届出書を当該施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

酪農事業施設を設置した場合、事業を開始する1ヶ月前までに、届出が必要となります。また、事業を継続して1ヶ月以上休止する場合、事業を廃止する場合も同様に届出が必要となります。

1 事業の開始届出

事業を開始する場合は、1ヶ月前までに「事業の開始届出」を提出してください。

（1）届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

（2）「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に県から酪農事業施設の承認を受けた年月日、又は最初に酪農事業施設の届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

2 事業の廃止届出

事業を廃止する場合は、1ヶ月前までに「事業廃止届出」を提出してください。一部の施設のみ廃止する場合は、「その他必要な事項」欄に廃止する施設を記載してください。

3 事業休止届出

事業を休止する場合は、1ヶ月前までに「事業休止届出」を提出して下さい。休止する期間について、再開の目処が立たない場合は、「〇年〇月〇日から当面の間」とし、事業を再開するにあたって、開始届出を提出してください。

酪農事業施設 事業の開始届出

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

さきに○年○月○日付けで酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10（第13）条の規定に基づき、承認を受けた（届出をした）酪農事業施設について、次のとおり事業を開始するので同法第14条の規定により届け出ます。

記

1 事業を開始する年月日

令和○年○月○日

2 その他必要な事項

酪農事業施設 事業廃止届出

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

さきに○年○月○日付けで酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10（第13）条の規定に基づき、承認を受けた（届出をした）酪農事業施設について、次のとおり事業を廃止するので同法第14条の規定により届け出ます。

記

1 事業を廃止する年月日

令和○年○月○日

2 その他必要な事項

(1) 廃止する施設

集乳所

飲用牛乳処理施設

※ 一部の施設のみを廃止する場合など

酪農事業施設 事業休止届出

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

さきに○年○月○日付けで酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10（第13）条の規定に基づき、承認を受けた（届出をした）酪農事業施設について、次のとおり事業を休止するので同法第14条の規定により届け出ます。

記

1 事業を休止する期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日

2 その他必要な事項